

秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム規約

（名称）

第1条 本コンソーシアムの名称は、秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とする。

（目的）

第2条 コンソーシアムは、産学官が連携した ICT や IoT 等の先進技術の活用により地域課題を解決するほか、先進技術の導入による県内産業の振興により、生産性の向上や新たな商品・サービスの創出を図る。

（事業）

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）ICT・IoT 等先進技術の利活用施策等に対する提言、助言
- （2）先進技術に関する情報の収集・発信、普及・啓発
- （3）地域課題解決に向けた ICT・IoT 等先進技術の活用策の検討
- （4）その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 コンソーシアムは、第2条の目的及び第3条の事業に賛同する団体、県内企業等をもって構成する。

- 2 コンソーシアムに入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を得て会員になることができる。
- 3 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 4 当該会員が死亡し、または解散したときは、コンソーシアムの会員資格を喪失する。

（役員）

第5条 コンソーシアムは、役員として、会長1名、副会長1名、運営委員長1名を置く。

- 2 会長は会員の互選によって決定する。副会長、運営委員長は会長が指名する。
- 3 副会長、運営委員長は兼務することができる。
- 4 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

（任期）

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 コンソーシアムの意思決定機関として総会を置く。

2 総会は、次に掲げる事項について議決するほか、コンソーシアムの組織、運営その他コンソーシアムに関する一切の事項について議決することができる。

(1) 会長の選任

(2) 規約の改正

(3) 事業計画

(4) その他

3 総会は、会員をもって構成し、定例総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

4 総会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

5 総会は、必要に応じ書面又は電子メール等による開催とすることができる。

6 総会は、会員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。

7 総会の議事は、出席（代理出席、委任状を含む。）した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第8条 コンソーシアムに執行機関として運営委員会を置き、次の事項を審議決定する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決事項を実施するために必要な具体的事項

(3) 秋田 ICT 基本計画の進捗管理、施策に対しての提言に関する事項

(4) 専門部会の設置、解散に関する事項

(5) その他コンソーシアムの運営に関する重要事項

2 前項の(3)から(5)の事項に関し、前条の総会で報告するものとする。

3 運営委員会は、運営委員長及び運営委員長の推薦により会長が指名する運営委員で構成する。

4 運営委員会は、必要に応じ運営委員長が招集し、議長は運営委員長が務める。

5 運営委員会は、必要に応じ書面又は電子メール等による開催とすることができる。

6 運営委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。

7 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第9条 運営委員会の決定に基づき、コンソーシアムに専門部会を設置することができる。

2 各専門部会は、その活動の円滑な推進を図るため、方針の決定、事務局その他について運営規程を定めることができる。

(事務局)

第10条 コンソーシアムの事務局は、ICT及びIoT等の事業を担う秋田県担当課室が行う。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの組織及び運営に関し必要な事項は、総会が定める。

附則

この規約は、平成30年3月22日から施行する。

この規約は、令和2年7月14日から施行する。

この規約は、令和3年3月22日から施行する。